

平成30年度中堅教諭等資質向上研修の対象者について

平成30年 2月

小・中栄養教諭

幼稚園教諭

【中堅教諭等資質向上研修の対象者】

※当該年度の4月1日現在で確認する。

- ◆ 以下の①～③の条件を全て満たした者
 - ① 教職経験年数*¹が7年次以降の者。ただし、山口県において当該年度に正規採用となった者を除く。
 - ② 10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了の者
 - ③ 修了確認期限*²（有効期間の満了日*³）が、前年度であった者
- ◆ （特例措置）教職経験年数が20年次を超え、10年経験者研修（教職経験教諭11年次研修）未修了である者

経過措置 平成30年度は、上記③の条件を下記④に読み替える。なお、④に該当する平成23年度以降に採用された者は、平成31年度以降も④を適用する。

- ④ 修了確認期限（有効期間の満了日）が平成30年3月31日以前であった者については、山口県における採用年度を基に、次のように対象年度を分ける。
 - ・平成22年度までに採用された者→平成30年度
 - ・平成23年度以降に採用された者→平成31年度以降

対象者の確認については、フローチャート参照

- * 1 山口県採用年度を1年次とし、休職期間等を除かない年数。ただし、本県以外での公立学校における正規採用期間（1年未満切り捨て）を加算した年数
- * 2 旧免許状所持者が更新講習修了確認を受けなければならない期限
- * 3 新免許状に記載されている有効期間満了日

フローチャートでみる平成30年度中堅教諭等資質向上研修の対象者

平成30年4月1日現在で確認する（特例措置は考慮していない）。

